岐阜県職員倫理規程の一部を改正する訓令 岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令 岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則 岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則 に関する規則の一部を改正する規則 岐阜県行政委員会等の職員に対する事務委任及び補助執行 岐 阜 目 県 訓 規 公 令 報 甲 則 次 号 外 毎週 (金曜日) 発行 同 同 同 同 入 _; 四三 八十五 年岐阜県規則第六十五号) の一部を次のように改正する。 する規則をここに公布する。 岐阜県規則第七十八号 平成二十年十二月一日 法法人をいう。以下同じ。) 及び移行法人 (同法第百二十三条第一項に規定する移行 律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の 法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 (平成十八年法律第四十九号) 第二条第 第三条の表教育長の項に次の一号を加える。 岐阜県行政委員会等の職員に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正 この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。 条に規定する行政庁が行うものに限る。)。 法人をいう。) に関すること (特例民法法人に関することにあつては、同法第四十七 三号の公益法人をいう。)、特例民法法人 (一般社団法人及び一般財団法人に関する法 岐阜県行政委員会等の職員に対する事務委任及び補助執行に関する規則(昭和三十七 整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)第四十二条第二項に規定する特例民 平成二十年十二月一日 号 改正する規則 岐阜県行政委員会等の職員に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を 教育委員会の所掌事務に関連する事項を事業の目的とする公益法人 (公益社団 外 規 平 成二十年十二月 則 岐阜県知事 古 田 日

0

0

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する

平成二十年十二月一日

岐阜県知事

古

田

岐阜県規則第七十九号

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

正する。 岐阜県事務委任規則(昭和四十三年岐阜県規則第百二十五号)の一部を次のように改

二十九年法律第八十九号) 第五十七条」を「第四十六条の四第六項後段」に改める。別表第三保健所長の部一の項第二十六号中「第六十八条において準用する民法 (明治

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

この規則は、公布の日から施行する。

平成二十年十二月一日

岐阜県知事古田

岐阜県規則第八十号

岐

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

| 岐阜県行政組織規則(平成十八年岐阜県規則第四十六号)の一部を次のように改正す|| 岐阜県行政組織規則(平成十八年岐阜県規則第四十六号)の一部を次のように改正す

正口であ。 十九年三月三十一日に財団法人岐阜県職員互助会という名称で設立された法人をいう。)」 第五条の表職員厚生課の項第四号中「財団法人岐阜県職員互助会」の下に「(昭和五

元年三月三十一日に財団法人岐阜県国際交流センターという名称で設立された法人をいを加え、同表国際課の項第十号中「財団法人岐阜県国際交流センター」の下に「(平成六年十月二十五日に財団法人岐阜県研究開発財団という名称で設立された法人をいう。)」第六条の表研究開発課の項第七号中「財団法人岐阜県研究開発財団」の下に「(平成

う。)」を加える。

をいう。)」を加える。「(平成三年四月一日に財団法人岐阜県文化財保護センターという名称で設立された法人第七条の表人づくり文化課の項第十一号中「財団法人岐阜県教育文化財団」の下に

立された法人をいう。)」を加える。基金」の下に「(昭和五十一年三月十五日に財団法人愛のともしび基金という名称で設た法人をいう。)」を加え、同表地域福祉国保課の項第十二号中「財団法人愛のともしび下に「(平成七年三月三十一日に財団法人岐阜県健康づくり財団という名称で設立され第八条第一項の表健康福祉政策課の項第十三号中「財団法人岐阜県健康長寿財団」の

名称で設立された法人をいう。)」を加える。 名称で設立された法人をいう。)」を加え、同表水産課の項第六号中「財団法人岐阜県立された法人をいう。以下同じ。)」を加え、同表水産課の項第六号中「財団法人岐阜県立された法人をいう。以下同じ。)」を加え、同表水産課の項第六号中「財団法人をいう名称で設立された法人を和四十八年四月二十八日に社団法人岐阜県畜産開発公社という名称で設立された法人を和四十八年四月二十八日に社団法人岐阜県畜産開発公社という名称で設立された法人を第十条第一項の表農政課の項第十五号中「社団法人岐阜県農畜産公社」の下に「(昭

年十一月一日に社団法人岐阜県林業公社という名称で設立された法人をいう。)」を、第十一条の表治山課の項第五号中「社団法人岐阜県森林公社」の下に「(昭和四十一

三川水源造成公社という名称で設立された法人をいう。)」を加える。 **「社団法人木曽三川水源造成公社」の下に「(昭和四十四年一月二十三日に社団法人木曽** 第十二条第一項の表建設政策課の項第十号中「財団法人岐阜県建設研究センター」の

いう名称で設立された法人をいう。)」を加える。 下に「(昭和四十五年四月一日に財団法人岐阜県建設技術センターという名称で設立さ 策基金」の下に「(昭和五十二年九月二十七日に財団法人木曽三川水源地域対策基金と れた法人をいう。)」を加え、同表河川課の項第十二号中「財団法人木曽三川水源地域対

二年九月二十日に財団法人岐阜県浄水事業公社という名称で設立された法人をいう。)」 を加える。 第十三条の表下水道課の項第四号中「財団法人岐阜県浄水事業公社」の下に「(平成

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

令

訓 甲

岐阜県訓令甲第二十七号

庁 中 般

関

各 現

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年十二月一日

岐阜県知事 古 田

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県事務決裁規程(昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号)の一部を次のように改正

別表第二二十四の項を次のように改める

十四 行事務 という。)の施 の項中「規則」 関する法律施行 法人の認定等に 及び公益社団法 以下この項中 律第四十九号。 に関する法律 団法人の認定等 法人及び公益財 年内閣府令第六 規則(平成十九 「法」という。) (平成十八年法 十八号 人及び公益財団 公益社団 以下こ

> 3 2 の認可 の認定 項本文の公益目的 県の区域等の変更 事業を行う都道府 一項の地位の承継 法第二十五条第 法第十一条第一

> > び第二項の公益

十九条第一項及

認定の取消し並

である法第四条- 知事決裁事項

の認定、法第二

一項の勧告 法第二十八条第

規則の施行に関

項を除く法及び

する事務

びに部長専決事

5 4 三項の命令 法第二十八条第 法第三十条第四

6 財産残額等の通知 項の公益目的取得 法第五十一条に

第四十三条第一項おいて準用する法 文の諮問 本文及び第三項本

繰り下げ、二十四の項の次に次のように加える。 別表第二中三十三の項を三十四の項とし、二十五の項から三十二の項までを一項ずつ

という。)、一般下この項中「法」	律第五十号。以	(平成十八年法	に関する法律	係法律の整備等	の施行に伴う関	等に関する法律	財団法人の認定	団法人及び公益	法律及び公益社	団法人に関する	法人及び一般財	十五 一般社団
支出計画の変更の第一項の公益目的	2 法第百二十五条	処分の許可	の解散法人の財産	第七十二条第二項	法律第八十九号)	法(明治二十九年	による改正前の民	第三十八条の規定	ることとされる法	なお従前の例によ	一項の規定により	1 法第六十五条第
及び法第百三十	む。) の認定又	用する場合を含	二項において準	第百三十一条第	九条第一項(法	の命令、法第百	条第二項の解散	可、法第九十六	第四十五条の認	四条の認定、法	である法第四十	1 知事決裁事項

する法律の施行

に伴う関係法律

び公益社団法人

及び公益財団法

人の認定等に関

び一般財団法人

という。) 及び トこの項中「令」 白七十七号。 以

般社団法人及

第四項本文の諮問 号を除く。) 及び 第三項本文(第三 三条第二項本文、 用する法第百三十 第二項において準

に関する法律及

平成二十年十二月一日発行 平成二十年十二月一日印刷 五十四条の三」に改める。

八条第六項において準用する場合を含む。) において準用する民法第八十三条」を「第 別表第三中小企業課の表三の項部長専決事項の欄第十一号中「第五十五条(法第五十 準用する民法第五十六条」を「第四十条の三」に改める。

別表第三人づくり文化課の表第三項部長専決事項の欄第五号中「第四十九条において

う。) の施行事 中「規則」とい る法律施行規則 の整備等に関す

閣府令第六十九 (平成十九年内

以下この項

者 岐阜市薮田南二丁目一番一 岐 岐

庁

発 発

行 行 所

号

法第百二十九条 法第百二十九条 法第百三十条の の認可の取消し 及び規則の施行 並びに部長専決 **事項を除く法第** 一章第四節、今 条第一項前段

社団法人及び一

に関する事務

5

第二項の命令

4

第一項の勧告

う関係法律の整

ʹ佣等に関する法

6

法第百三十八条

の帰属の承認

公益目的財産残額

伴施行令(平成

-九年政令第二

法律の施行に伴 認定等に関する 公益財団法人の 益社団法人及び する法律及び公 般財団法人に関

岐阜県訓令甲第二十八号

この訓令は、平成二十年十二月一日から施行する

岐阜県職員倫理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

各 庁

現 中

地

関 般

平成二十年十二月一日

岐阜県知事

古

田

肈

岐阜県職員倫理規程の一部を改正する訓令

に許認可を要する関係法人」を「公益的法人等」に改める。 第六条見出し中「公益法人等」を「公益的法人等」に改め、同条中「公益法人等設立 岐阜県職員倫理規程(平成九年岐阜県訓令甲第十号)の一部を次のように改正する。

この訓令は、平成二十年十二月一日から施行する。

印印 定価 一か年 四八、〇〇〇円 (送料共) (消費税二、二八六円を含む。 刷刷 所者 岐阜市三輪ぶりんとびあ十三岐阜市三輪ぶりんとびあ十三 岐飯 文 芸 社寛